

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

都市公園等の種類ごとの特性に応じ、維持管理や整備方針を設定します。

1) 都市公園

① 街区公園

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 36 か所あり、都市公園全体のうち約 7 割を占める。
- ・ 各地域全てに配置され、面積は 550～5,800 m²。
- ・ 経過年数は 30 年以上のものが約 8 割を占める。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、コミュニティ育成型の機能が共通して備わっている。
- ・ 施行中の土地区画整理事業区域内（西部第一南地区、西部第一中地区、西部第二地区）で 10 公園が新規整備予定。

街区公園の一例（三角公園）



◆ 将来像

- ・ 街区公園の位置、面積や周辺の都市公園等の配置状況等に応じて、メリハリのついた整備内容・手法等が導入され、より効果的に公園の維持がなされている。
- ・ コンパクトなまちづくりの実現に向け、立地適正化計画における居住誘導区域内では、街区公園の複数の機能が確保されている。
- ・ 他の種類の都市公園や、そのほかの公園についても、配置状況や機能重複について考慮され配置されている。

② 近隣公園

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 4 か所ある。大島、六郷、三野谷、多々良地域に 1 か所ずつ配置され、面積は 9,997～18,000 m²。
- ・ 経過年数は全て 30 年以上である。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、スポーツ型、健康増進型の機能が共通して備わっている。
- ・ 幼児の保護者向け公園利用調査（令和 5（2023）年）において、幼児を持つ保護者の方からは、動物がいるという特色から、中央公園が最もよく利用されている。
- ・ 施行中の土地区画整理事業区域内（西部第一南地区、西部第二地区）で 2 公園が新規整備予定。

近隣公園の一例（中央公園）



◆ 将来像

- ・ 広さを生かした施設（広場等）がある等、街区公園よりも幅広い利用者ニーズに対

応している。
 ・ ターゲットやテーマに合わせた、特色ある機能を持つ公園が整備されている。

③ 総合公園、風致公園

【総合公園】

◆ **現状（令和 5（2023）年時点）**

- ・ 3 か所ある。六郷、三野谷、多々良地域に 1 か所ずつ配置され、面積は 83,963～1,234,800 m²。
※県立公園の供用開始区域を含む公園区域が複数地域にまたがる場合、最も面積を占める地域としている
- ・ 経過年数は全て 30 年以上である。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、健康増進型の機能が共通して備わっているほか、公園ごとに機能が特化している。

総合公園の一例
 (つつじが岡公園)



【風致公園】

◆ **現状（令和 5（2023）年時点）**

- ・ 1 か所ある。六郷地域に配置され、面積は 60,000 m²。
- ・ 経過年数は 29 年である。
- ・ 休養型、健康増進型に特化した機能が備わっている。

風致公園(茂林寺公園)



◆ **将来像**

・ ターゲットやテーマに合わせた、特色ある機能を持つ公園が整備されている。
 ・ 多くの市民や観光客が訪れる、自然の風景等のおもむき、味わいを保全した公園となっている。

④ 都市緑地

◆ **現状（令和 5（2023）年時点）**

- ・ 5 か所ある。館林、郷谷、多々良地域に 1 か所ずつ、六郷地域に 2 か所配置され、面積は 519～1,456 m²。
- ・ 経過年数は全て 30 年以上である。
- ・ 休養型の機能が備わっているほか、広場がある箇所もある。

都市緑地の一例
 (小桑原緑地)



◆ **将来像**

・ 自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、緑地ごとの規模や機能に応じた利用がなされている。

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び施策の推進のための方針
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

⑤ 緑道

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 1か所ある。六郷地域に配置され、面積は6,919 m²。
※緑道区域が複数地域にまたがる場合、最も面積を占める地域としている
- ・ 経過年数は31年である。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、健康増進型の機能が備わっている。

緑道（近藤川緑道）



◆ 将来像

- ・ 都市の自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、テーマに合わせた特色ある機能を持つ緑道が整備されている。

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

2) そのほかの公園

① 公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場

【公園】

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 4 か所ある。館林、多々良地域に 1 か所ずつ、六郷地域に 2 か所配置され、面積は 727～493,000 m²と幅広く、多様な性質を持った公園が混在している。
- ・ 経過年数が 30 年以上のものは約 3 割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に休養型の機能である。

公園の一例
(野鳥の森自然公園)



【運動広場】

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 17 か所ある。館林地域に 1 か所、郷谷地域に 2 か所、多々良、渡瀬地域に 3 か所ずつ、赤羽、六郷地域に 4 か所ずつ配置され、面積は 500～9,652 m²。
- ・ 経過年数が 30 年以上のものは約 4 割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主にコミュニティ育成型の機能である。

運動広場の一例
(岡野南運動広場)



【ちびっ子広場】

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 32 か所あり、そのほかの公園全体のうち約 3 割を占める。
- ・ 各地域全てに配置され、面積は 120～1,233 m²。
- ・ 経過年数は 30 年以上のものが約 9 割を占める。
- ・ 設置されている施設や機能が少ないが、コミュニティ育成型の機能は共通して備わっている。

ちびっ子広場の一例
(青梅天満宮)



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像
5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

【憩いの広場】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 17か所ある。大島、六郷地域に1か所ずつ、郷谷地域に3か所、多々良地域に4か所、館林地域に8か所配置され、面積は150～1,000㎡。
- ・ 経過年数が30年以上のものは約1割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に休養型、コミュニティ育成型の機能である。

憩いの広場の一例
(大街道二丁目広場)



◆ 将来像

- ・ そのほかの公園の種別や機能に応じた利用がなされている。
- ・ それぞれの種別に応じて、あり方を協議しつつ、地元と連携した維持管理ができていく。

② 緑地、緑道

【緑地】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 38か所あり、そのほかの公園全体のうち約3割を占める。
- ・ 開発に伴う設置や各種事業により配置され、面積は40～5,266㎡。
- ・ 経過年数が30年以上のものは約3割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に休養型の機能である。

緑地の一例(太陽の園)



【緑道】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 8か所ある。郷谷地域に1か所、六郷、多々良地域に2か所ずつ、館林地域に3か所配置され、面積は647～5,500㎡。
- ・ 経過年数は30年以上のものが約6割を占める。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に健康増進型の機能である。

緑道の一例
(近藤川緑道Ⅱ)



◆ 将来像

- ・ 自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、規模や機能が維持されている。

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

③ グリーンバンク

【緑地】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 2 か所ある。多々良地域に配置され、面積は 1,695～1,983 m²。
- ・ うち 1 か所の経過年数が 30 年以上である。
- ・ 樹木の生育管理や緑化講習、記念樹の交付等に関わる緑の拠点となっている。

グリーンバンクの一例
（第2号グリーンバンク）



◆ 将来像

- ・ 緑の拠点として、利活用されている。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(8) 都市公園等のあり方検討

1) 都市公園等の考え方

都市公園等整備・管理の考え方や、種類ごとの将来像を踏まえ、都市公園とそのほかの公園について、あり方の方針を示します。

① 都市公園の方針

対象 都市公園 → 既存公園の維持・充実 原則、廃止なし

- ◎ 市全体の公園総量が充実していることから、既存公園の維持・充実を原則とします。
- ◎ 都市公園は一定の面積を有するまとまった緑として都市の財産であり、将来的にも維持・保全することが望ましいと考えられます。また、廃止すること(既存の公園をなくす、または縮小すること)については、都市公園法により一部の場合を除き、みだりに廃止してはならないとされていることもあり、原則、廃止は検討しないこととします。

② 都市公園の種別の方針

対象 都市公園(街区公園) → 機能配置の検討

- ◎ 街区公園は、都市公園全体数のうち約 7 割を占めています。面積は 2,500 m²以下の比較的小規模な公園が多く、経過年数は 30 年以上が約 8 割を占めており機能重複や偏りがあることから、新たな利活用や機能配置等を踏まえて公園ごとに優先度を決定し、維持管理を実施します。
→検討の詳細は、「(8)2) 街区公園の維持管理のあり方」に掲載します。
- ◎ 新設の公園についても、周辺の都市公園等の配置状況等を踏まえ、機能の重複とまらないような機能配置を念頭に置くとともに、地元や事業者のニーズ把握や民間活力を効果的に活用し、整備していきます。

対象 都市公園(近隣公園・総合公園・風致公園等) → 機能配置の維持

- ◎ 近隣公園、総合公園、風致公園は、今ある特徴を生かし、公園の種類ごとの将来像を踏まえ、機能の維持を図るとともに、特色ある機能を持つ公園整備に努めます。
- ◎ 館林市公園施設長寿命化計画(令和 5(2023)年)に基づき、計画的な改築や修繕、適切な管理を推進していきます。

③ そのほかの公園の方針

対象 そのほかの公園(公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場)

→ 見直しの検討

- ◎ 公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場については、再編を含む配置のあり方について検討をします。なお、これらについては、利用者の声を聞き、慎重に検討を進めていきます。

→ 検討の詳細は、「(8)2 公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場の公園配置」に掲載します。

対象 そのほかの公園(緑地、緑道) → 機能の維持

- ◎ 緑地、緑道については、緑の保全等のための緑地であることから、機能の維持を図り、必要に応じて公園施設や部分的な再整備を実施します。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(8) 都市公園等あり方検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

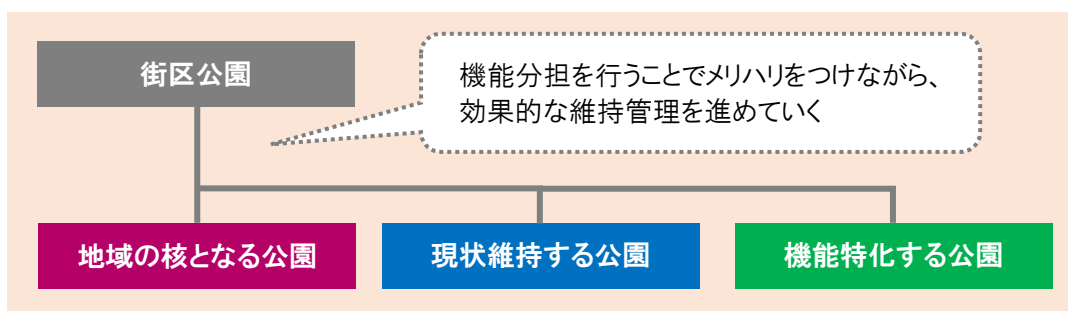
2) 街区公園の維持管理のあり方

① 維持管理類型の考え方

街区公園は、都市公園全体数のうち約 7 割を占めており、比較的小規模な公園が多くみられます。また、老朽化が進んでいる公園が多く、機能の重複や偏りがあることから、周辺の状況や機能配置等を踏まえ、維持管理の優先度を設定し、メリハリをつけながら、効率的・効果的な維持管理を実施します。

維持管理優先度の検討にあたっては、まず、街区公園を以下の考え方に基づき「地域の核となる公園」、「現状維持する公園」、「機能特化する公園」の 3 つに分類します。

◆ 街区公園の 3 分類の考え方



本市の状況

- 本市の居住誘導区域[※]内には、面積規模が大きく、設置されている施設や機能が複数ある近隣公園は 2 か所しかありません。

※行政機能、医療機能、商業機能などの生活サービス機能が集積する地域の周辺、また、公共交通の沿線地域などにおいて、居住を誘導し、人口密度を維持する区域

地域の核となる公園

- ▶ 地域利用の中心となる公園として、地域のニーズに合った多面的な機能を確保していきます。
- ▶ 子どもの重要な遊び場として、遊具等が老朽化した際には、重点的に施設更新を実施します。

(8) 都市公園等のあり方検討

本市の状況

- ・本市の市街化区域に対する街区公園の公園誘致圏(半径 250m)の面積カバー率は、29.9%にとどまっています。

現状維持する公園

- ▶ 現状維持を原則とし、必要に応じて施設を更新します。

本市の状況

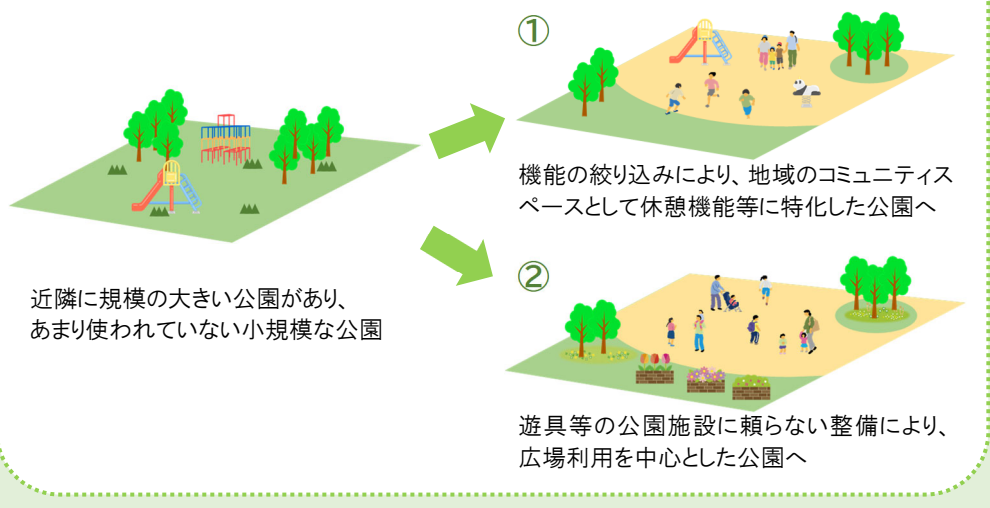
- ・市内には近隣に公園がある小規模な街区公園が存在します。
- ・そうした街区公園では、近接している規模の大きい都市公園等との間に機能の重複や偏りがみられます。

機能特化する公園

- ▶ 近隣に規模の大きい公園(地域の核となる公園、近隣公園、総合公園、風致公園)が存在する場合には、その公園と機能の分担を図り、地域全体で公園の多面的な機能が確保できるように機能を単純化し、空間の有効活用や維持管理の省力化を図ります。
- ▶ 単純化を図る機能については、公園機能分類で実施した「遊び型」、「休養型」、「スポーツ型」、「健康増進型」、「コミュニティ育成型」、「防災型」の分類結果を参考に、近接する公園の機能を踏まえて検討します。

<公園の機能特化のイメージ>

- ① 機能を絞り込み、特定の利用に特化
- ② 遊具等の公園施設に頼らず、広場利用を中心とした整備



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討
(8) 都市公園等あり方検討

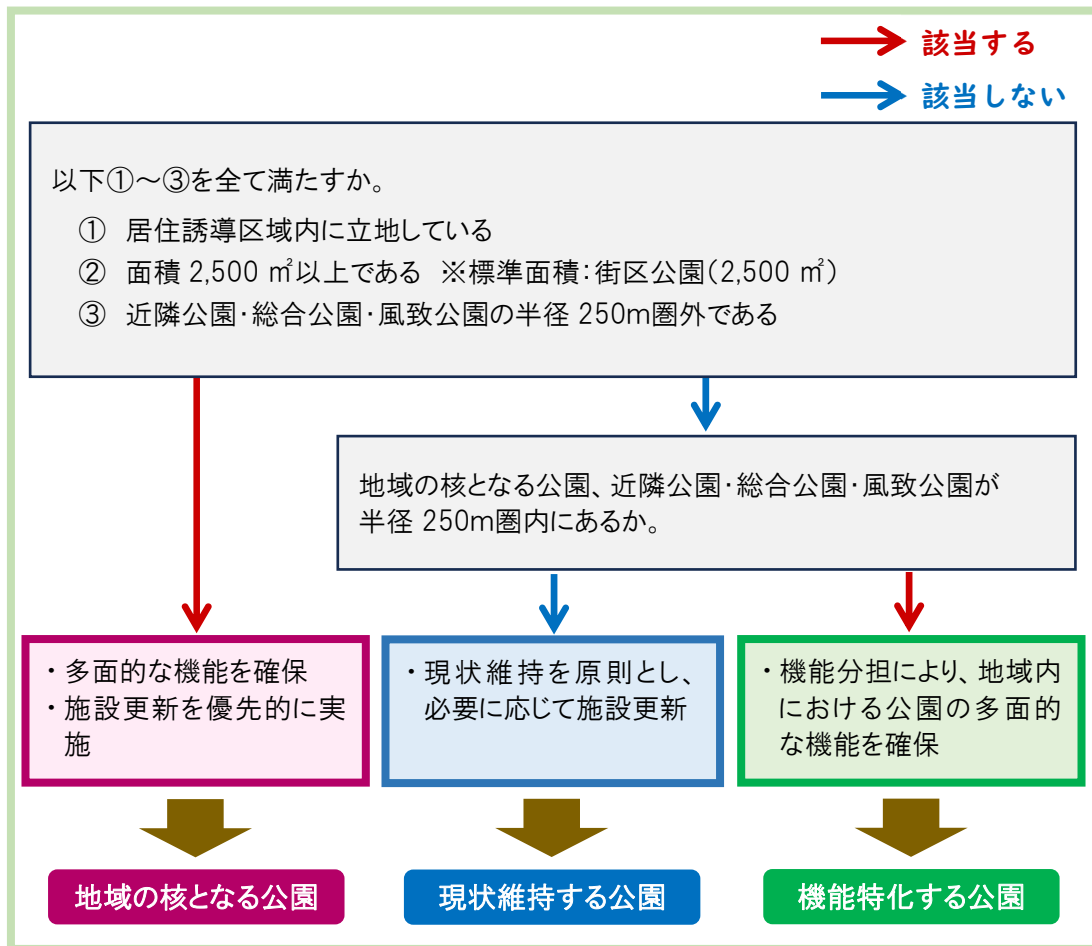
6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

② 維持管理優先度決定の流れ

STEP①において「地域の核となる公園」、「現状維持する公園」、「機能特化する公園」の類型化を行ったのち、STEP②とSTEP③で示した考えをもとに維持管理の優先度を決定し、それに基づいて街区公園を維持管理します。

◆ STEP① 街区公園の維持管理類型検討フロー



◆ STEP② 周辺の状況等を踏まえて個別に類型を確定

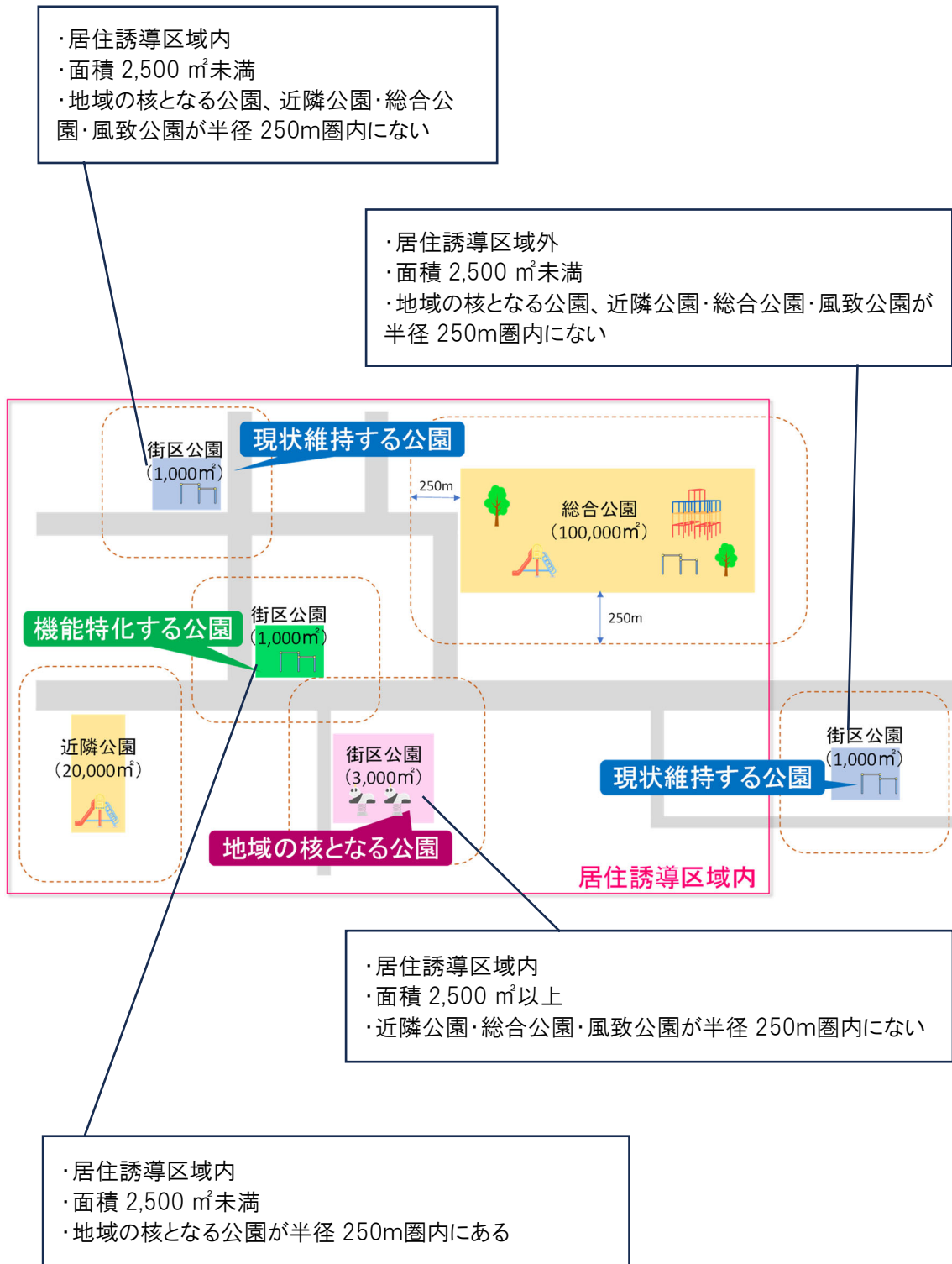
- ・「地域の核となる公園」と「機能特化する公園」について、周辺の公園の配置状況や機能の分布状況を踏まえた上で、個別に最終的な判断をします。

◆ STEP③ 維持管理優先度を決定

- ・「地域の核となる公園」、「現状維持する公園」、「機能特化する公園」について、それぞれの維持管理類型の考え方、周辺の公園の配置状況や機能の分布状況、館林市公園施設長寿命化計画(令和 5(2023)年)等に基づき、維持管理優先度を決定し、それに基づいた公園の維持管理を実施します。

街区公園を、STEP①のフローに基づいて分類したイメージ図は以下のとおりです。

STEP①による公園分類結果イメージ



(8) 都市公園等
あり方検討

1. 緑の基本計画とは
2. 巻く状況と課題
3. 基本方針、目標の設定
4. 緑地の保全及びの施策の推進のための
5. 都市公園等の機能・配置の検討
6. 緑を守り育てる地区制度
7. 計画の推進に向けて

- (1) 5
- (2) 5
- (3) 5
- (4) 5
- (5) 5
- (6) 5
- (7) 5
- (8) 5
- (9) 5
- (10) 5
- (11) 5

1. 緑の基本計画とは

2. 緑林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地確保の推進の方針

5. 機能市公園等の配置の検討

6. 地区制度による緑地確保

7. 計画の推進に向けて

STEP①による街区公園分類結果



(8) 都都公園等の
あり方検討

3) そのほかの公園の公園配置

(8)1)③そのほかの公園の方針を踏まえ、公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場の配置のあり方について検討します。

① 整備類型の考え方

公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場を、「存続する公園」と「見直しを検討する公園」に分類し、今後、公園として残していくのかを検討していきます。

存続する公園

- ▶ 現状維持を原則とし、必要に応じて施設更新します。

見直しを検討する公園

- ▶ 公園として残す場合は、地元による公園管理を基本とします。
- ▶ 今後、公園として残していくのかについて、「遊具のあるちびっ子広場」、「市の管理対象」、「それ以外」の順に、地元で存続の有無を諮ります。
- ▶ 地元からの公園機能の存続要望がある場合は、地元管理をしていただけるかを要件に、公園機能の存続を判断します。地元管理が難しい場合は、緑地を廃止し舗装広場にするなど、管理の簡易化を見据えた整備を行います。
- ▶ 公園として廃止する場合は、公園以外の利活用方法を検討します。

(8) 都市公園等のあり方検討

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を巻き込む状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

◆ 公園、運動公園、ちびっ子広場、憩いの広場の整備類型検討フロー

→ 該当する
→ 該当しない

以下①②を全て満たすか。
① 都市公園が半径 250m圏内がない
② 面積 1,000 m²以上である

ポテンシャル評価

項目	点数制度	
公園敷地面積	3,000 m ² 以上	:6 点
	2,500~2,999 m ²	:5 点
	2,000~2,499 m ²	:4 点
	1,500~1,999 m ²	:3 点
	1,000~1,499 m ²	:2 点
	500~999 m ²	:1 点
	499 m ² 以下	:0 点
管理状況	民間管理 :3 点	市直営:0 点
市街化区域	市街化区域:2 点	市街化調整区域:0 点

上記を点数化して 6 点以上である。

存続する公園
・現状維持を原則とし、必要に応じて施設更新

見直しを検討する公園
・今後、公園として残していくのか、地に存続の有無を諮る

地に諮った結果、存続の要望あり

地元が管理する

見直し
・公園以外の新たな利活用方法を検討

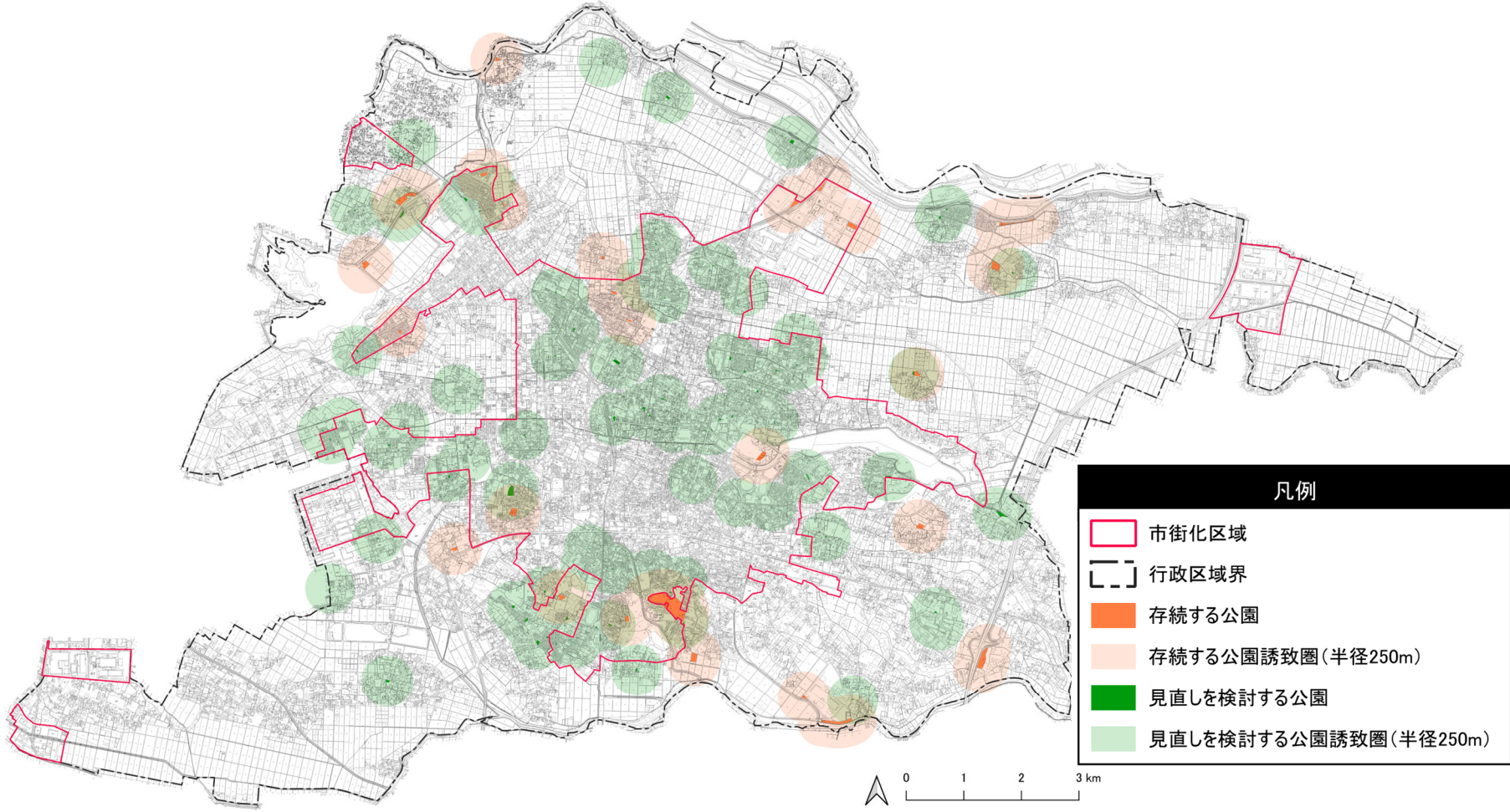
存続する公園
・現状維持を原則とし、必要に応じて施設更新

管理の簡易化を見据えた整備
・緑地を廃止し舗装広場にする等、管理の簡易化を見据えた整備

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び緑地推進の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

(8) 都市公園等あり方検討

ポテンシャル評価による公園分類結果



- (1) 5
- (2) 5
- (3) 5
- (4) 5
- (5) 5
- (6) 5
- (7) 5
- (8) 5
- (9) 5
- (10) 5
- (11) 5

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 巻く状況と課題を取り
- 3. 基本方針、目標の設定
- 4. 緑地の保全及び施策の方針のための
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討
- 6. 緑を守り育てる地区制度
- 7. 計画の推進に向けて

(8) 都市公園等のあり方検討

(9) 都市公園等の維持管理方針

1) 維持管理の方針

① 都市公園等の管理レベルの設定

維持管理に係るコストの縮減を目指し、都市公園等の種類ごとの将来像や配置方針を踏まえた維持管理メニューを設定することで、維持管理水準にメリハリをつけます。

対象	分類	管理レベル
◇街区公園(地域の核となる公園) ◇近隣公園 ◇総合公園 ◇風致公園	都市公園	
◇街区公園(現状維持する公園)	都市公園	
◇街区公園(機能特化する公園) ◇都市緑地 ◇緑道	都市公園	
◇公園・運動広場・ちびっ子広場・憩いの広場 (存続する公園)	そのほかの公園	
◇公園・運動広場・ちびっ子広場・憩いの広場 (見直しを検討する公園)	そのほかの公園	

② 公園施設長寿命化計画の実行

都市公園内の施設を対象とし、施設ごとの管理方針、遊具等の更新や修繕の時期を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的として策定・更新された公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な更新・修繕を行っていきます。

計画期間: 令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度

(9) 都市公園等の維持管理方針

2) 公園樹木の適正管理

① 公園樹木の取扱い方針に沿った計画的な樹木管理

本市の都市公園等は、昭和 40～50 年代に開設されたものが多く、当初植栽された樹木は 40 年以上経過して大きく成長しています。さらに、公園をとりまく社会状況の変化や市民ニーズの多様化等から、公園、ひいては公園樹木に求められる機能や役割は変化してきています。

そのため、公園開設からの変化へ対応するとともに、市民の貴重な財産である都市公園等の緑をつくり、守り育てていくため、適正に維持管理を行っていく必要があります。

維持管理の実施にあたっては、公園ごとにさまざまに条件が異なるため、既存樹木の状況や周辺環境、公園の利用状況等を考慮し、各公園で個別に検討を行います。

公園樹木の維持管理の考え方として、大きくは以下の 3 つがあり、維持管理の目的によって必要な管理作業の内容が異なります。これらの考え方に基づき、公園樹木の適正な維持管理を実施していきます。

<公園樹木の維持管理の考え方>

① 既存樹木の現状維持を目的とした維持管理

- ▶ 樹木の生育環境の保全が管理の主な対象となります。日照や風通しを良くするための枝葉密度の調整、樹木を樹木本来の美しい形に保つための徒長枝の剪定、病虫害の防除、施肥などが主な作業としてあげられます。

② 既存樹木の問題点改善を目的とした維持管理

- ▶ 越境や日照阻害など隣接地への障害が生じている樹木や、公園施設の利用障害となっている樹木、あるいは十分な植栽機能が発揮できていない樹木などは、「樹木の基本的配置」及び「樹木の外周植栽」に沿って望ましい形態へ変えていく必要があります。
- ▶ このような場合は、剪定による樹形調整、間伐などによる密度調整や移植などの作業を行います。ただし、問題点改善のための維持管理作業は、一度に行うのではなく、徐々に望ましい形へ近づけていきます。

③ 良好に樹木を育成するための維持管理

- ▶ 樹木の生長に合わせて維持管理内容を検討します。樹木が、植栽時に想定した目標形態となるよう、樹形を調整しながら樹木の育成を図っていきます。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための方針

(9) 都市公園等の維持管理方針
5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

② 樹木が抱える問題への対策

本市では、樹木の巨木化に対して、近隣住民から剪定や伐採の要望が挙がっており、平成 31(2019)年から令和 4(2022)年にかけて、都市公園内の樹木(高木)を 620 本伐採しています。

また、クビアカツヤカミキリ等の森林病害虫による、サクラの被害をはじめ、マツ枯れやナラ枯れの被害があります。これに対し本市では、各被害に対して薬剤の樹幹注入や、防除用ネットの取付け、枯木や被害が深刻な樹木の伐倒及び粉碎処理等の対策を行っています。

樹木は適切な日常管理を行っていたとしても、樹木自体の老木化や気候等の様々な要因により、病気や害虫が発生することがあります。これらの被害を最小限に防ぐことを目的とする対策を推進していきます。

(病害虫防除の一例) クビアカツヤカミキリ※対策

<事業概要>

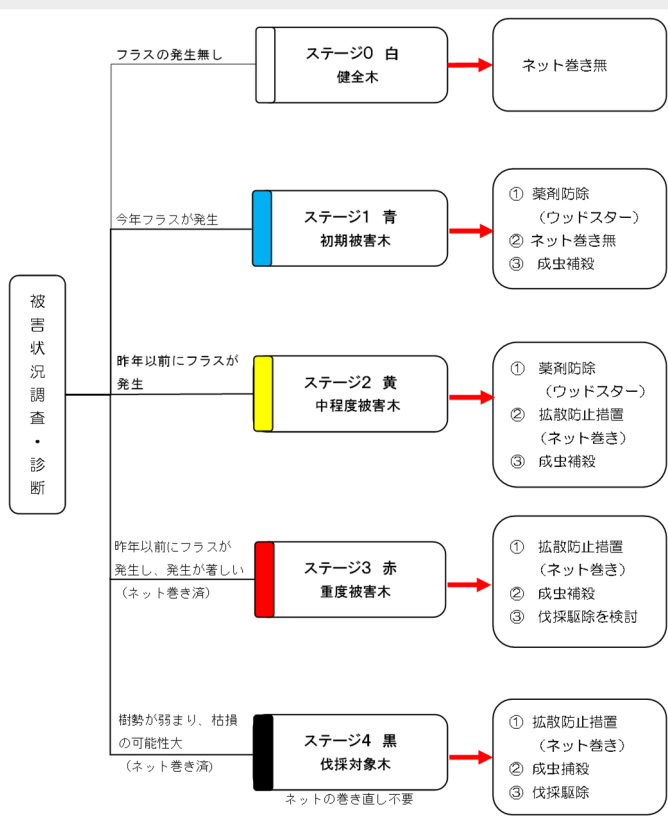
- ▶ 本市では、サクラ等の樹木を守るため、樹木の被害状況をステージ毎に分類し、その分類に基づく対策方針のもと、クビアカツヤカミキリの被害防除や捕殺を行っています。

クビアカツヤカミキリ被害木対応表

クビアカツヤカミキリ



※クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラなどに食入・加害することで樹木を衰弱させる昆虫(特定外来生物)



(病虫害防除の一例) 松くい虫※対策

<事業概要>

- ▶ 多々良保安林及び堀工保安林について、薬剤の効果が7年であることから、期間を7年に分け、年300本程度ずつ薬剤の樹幹注入をしています。
- ▶ 枯木や被害が深刻なマツについては、倒木などの危険性が高く、また健全木に飛散するのを防ぐため、伐倒及び粉碎処理により駆除しています。

※松くい虫は、一般に、マツを枯らす線虫(マツノサイセンチュウ)を媒介するマツノマダラカミキリのこと

(病虫害防除の一例) カシノナガキクイムシ※対策

<事業概要>

- ▶ 群馬県と連携し野鳥の森自然公園に誘引トラップを設置し、カシノナガキクイムシの活動時期や生態状況等の調査に協力しています。
- ▶ 野鳥の森自然公園内の枯木や被害が深刻な樹木については、倒木などの危険性が高く、また健全木に飛散するのを防ぐため、伐倒及び粉碎処理により駆除しています。

※カシノナガキクイムシは、材内に穿孔し、媒介した共生菌(ナラ菌)により寄主が枯死する「ナラ枯れ」を引き起こす昆虫

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑の状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

(9) 都市公園等の維持管理方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

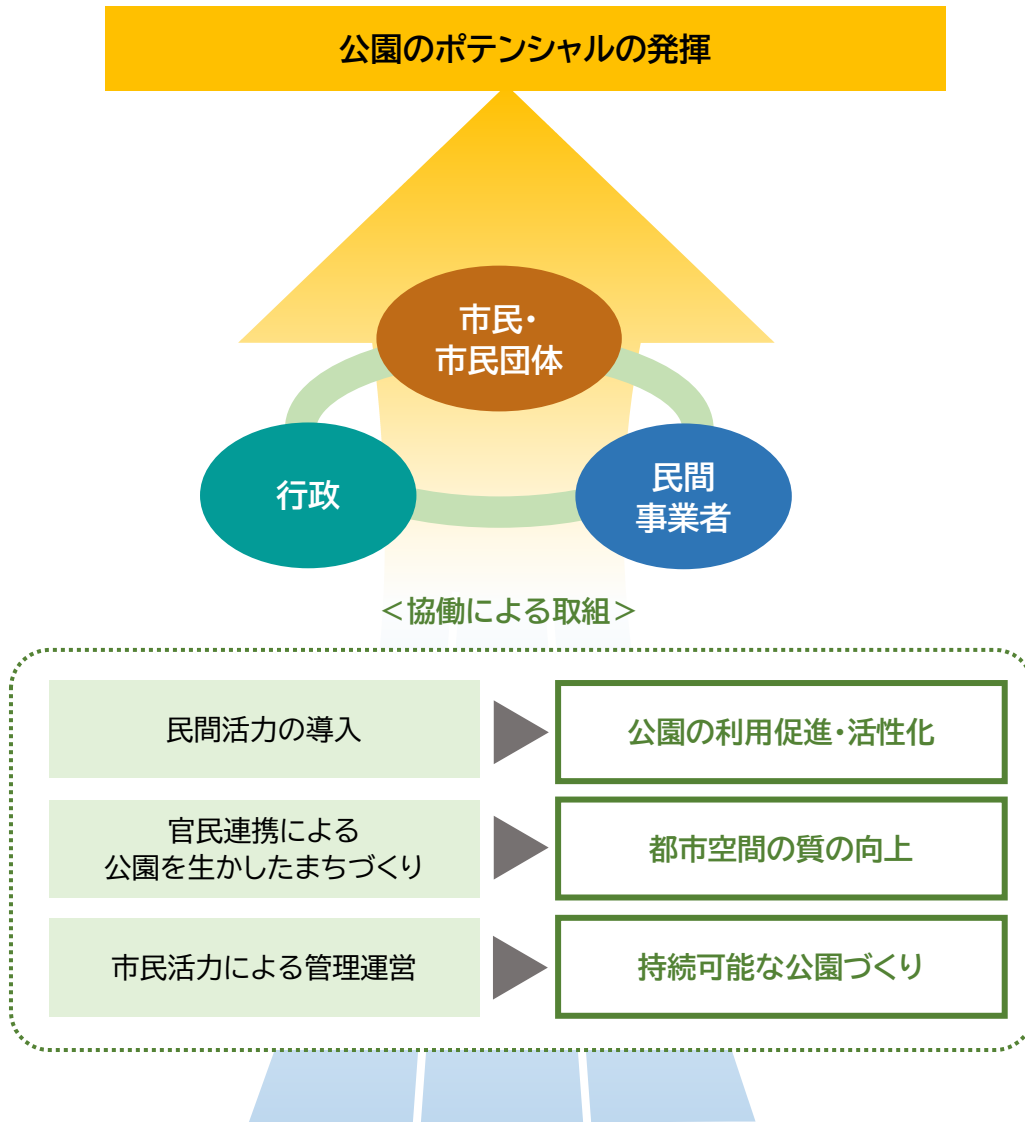
6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(10) 担い手の拡大と協働

市民・市民団体、民間事業者、行政が協働して公園づくりに取り組むことで、公園のポテンシャルの発揮につながると考えられます。

協働による公園づくりのイメージ



(10) 担い手の拡大と協働

1) 民間活力の導入

◆ Park-PFI

都市公園等の整備において民間活力の導入を促進することを目的に、公募設置管理制度(Park-PFI)が平成 29(2017)年の都市公園法改正により創設されました。

Park-PFI とは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の建設・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

国土交通省調べ(令和 5(2023)年 3 月 31 日時点)によると、令和 4(2022)年度末時点では、Park-PFIは全国 131 か所で活用されており、うち 63 か所では既に公募対象公園施設が供用されています。

(仮称)南側公園用地 Park-PFI 事業

<事業概要>

- ▶ 本市では、令和 3(2021)年度に「館林市つつじが岡公園再整備基本計画」を策定しました。整備計画の一つとして、館林市サイクリングターミナル(以下「ターミナル」という。)を宿泊施設として再開し、(仮称)南側公園用地との一体的な運営により観光拠点の形成を目指しています。
- ▶ また、ターミナルと南側にある公園用地との一体的な活用を図るため、都市公園法の規定に基づき、(仮称)南側公園用地に公募設置管理制度(Park-PFI)を導入しています。公園及び地域の価値・魅力を高める「公募対象公園施設」を設置及び管理運営する事業者を公募し、ターミナルと(仮称)南側公園用地の公募対象公園施設を同一事業者による管理運営としています。

計画図



公募対象公園施設のイメージ



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(10) 担い手の拡大と協働

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

2) 官民連携による公園を生かしたまちづくり

地域住民にとって、より便利で暮らしやすいまちを形成するためには、都市空間の質の向上が求められます。

公園は、都市空間の質の向上に役立てられており、全国で官民連携による公園を生かしたまちづくりが進められています。

太陽の園(仮称)大辻広場における改修に向けた取組

<事業概要>

- ▶ 太陽の園は、公衆トイレがある緑地であり、中央通り線沿線に位置しているため、オープンスペースとして再整備することで、市の中心拠点として市民が憩い集えるようなエリア価値の向上が期待されます。
- ▶ そこで、運営者(プレイヤー)・利用者(地域住民)・維持管理者(行政)の声を聞き、行政主導でなく、使用者目線の“使いやすい空間”の施設を目指すべく、ワークショップでは、従来の「つくる空間」から「つかわれる空間」となるための広場の目指すべきコンセプトを整理し、改修を進めています。

ワークショップのようす



3) 市民活力による管理運営

公園における官民連携の形は多様化してきています。一方で街区公園等、日常的な利用が中心の公園については、公園愛護会等の住民組織が管理運営の担い手となっている例も多いものの、高齢化、メンバーの硬直化等の課題を抱えており、適切な活動支援、新たな担い手が参画できるようなコーディネートが求められています。

本市は、今後も市民活力を生かした公園の管理運営に取り組んでいきます。

公園愛護会

- ▶ 地元住民の手で公園の清掃や除草をしていただくことにより、地域の方々の交流の一助とするとともに、環境に対する意識を高め、地元の公園を愛する気持ちを育てていくことを目的として設立された団体です。

公園愛護会の活動の様子



緑化ボランティア

- ▶ 令和 2(2020)年 4 月から市民協働による花と緑豊かなまちづくりを目指し、緑化活動の推進と地域の緑化意識を高めるため、緑化推進のリーダーとして活動をしているボランティアです。

《活動内容》

- (1) 地域緑化の推進への協力
草花の植え込みや維持管理(地域の花壇・公園や広場等の公共空地)
- (2) 緑化イベントへの協力
イベント準備のための花壇やプランターへの植え込み作業・イベント運営の手伝い
- (3) 緑化活動への協力
緑化に関する講習会への参加や地域住民に向けた情報発信等

(10) 担い手の拡大と協働

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

(11) 今後考えられる取組施策

1) 新たな都市公園等の取組について

都市公園等がより多く使われるために、様々な市民の生活・活動を支援する空間としてポテンシャルを発揮することを目指します。

市民のニーズに応じて柔軟に都市公園等を使いこなすための、新たな取組方針は以下のとおりです。

<新たな都市公園等の取組方針>

① 魅力的な公園サービスの提供

- ▶ 公園の更なる利用促進や魅力向上のため、公園に便利施設の導入や誘致の取組を進めていきます。

(例)キッチンカー、自動販売機の設置等

② にぎわいや交流の場としての利用促進

- ▶ 子育て支援、健康・レクリエーションの場として公園機能の発揮の促進を図るため、福祉、子育てなど様々な分野について、庁内との連携を図り、各主体がそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

(例)幼児の公園デビューや誰もが安心して遊べる公園に適した整備等

③ 公園の情報・魅力の発信

- ▶ 市民・事業者の公園への理解を高め、実際に公園を訪れ、利用してもらうため、魅力が感じられる公園の情報を、対象利用者層が受け取りやすい方法によって発信していきます。
- ▶ 特に、携帯端末等を利用した情報提供については、SNSの普及により情報発信力が高まっている状況です。これらの活用に向け検討を進め、公園利用者への情報サービスの向上を図ります。

(例)公園利用者への情報サービスの向上等

④ 幅広い多様な主体との連携

- ▶ 公園利活用の幅を広げ、市民の様々なニーズに応じた魅力的なサービスを提供するため、民間のノウハウと活力を導入する取組を進めます。

(例)民間事業者等のノウハウを生かしたカフェやドッグラン、スポーツ施設設置等の官民連携による整備等

2) 都市公園等のトイレのあり方検討

本市のトイレがある都市公園等は 54 か所あり、そのうち都市公園が 48 か所、そのほかの公園が 6 か所となっています。トイレの維持管理費や更新費の負担が大きくなっていることから、今後の都市公園等のトイレのあり方について、検討します。

① 都市公園等のトイレの考え方

① 街区公園(地域の核となる公園)、近隣公園、総合公園、風致公園は存続

- ▶ 街区公園(地域の核となる公園)、近隣公園、総合公園、風致公園は、公園規模が大きく、多様な施設があることから、公園利用者の滞在時間が長くなることが想定されます。また、遠方からの利用者も多く見込まれることから、公園内トイレの必要性は高いと考えられます。
- ▶ 一方、街区公園の中でも、比較的規模の小さい公園などは、施設の種類が少なく公園誘致圏が狭いため、公園内トイレの利用者は多くないと考えられます。

② 存廃の判断は、地域住民と話し合い、利用状況やニーズ、配置バランス等を把握した上で最終判断とする

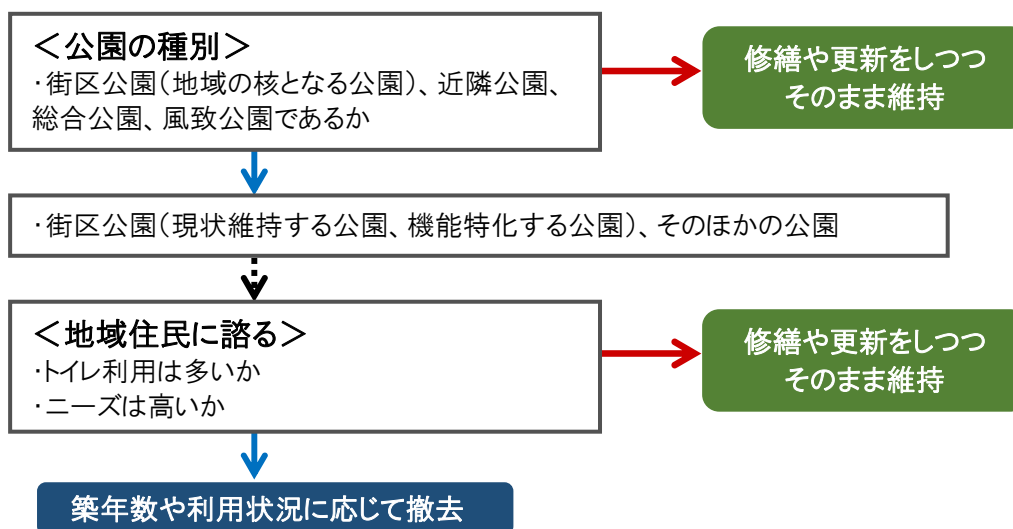
- ▶ 比較的規模の小さい公園でも、地域住民の利用が多いトイレがあることから、立地条件や利用ニーズを踏まえ、地域に語り、トイレの存廃を判断します。

② 都市公園等のトイレのあり方

今後の都市公園等のトイレのあり方について、上記の考え方や本市の状況、公共施設総合管理計画等の関連計画を踏まえ、以下のフローに基づいた検討が考えられます。

◆ 都市公園等のトイレのあり方検討フロー

→ : 該当する
→ : 該当しない



(11) 今後考えられる
取組施策

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑地化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

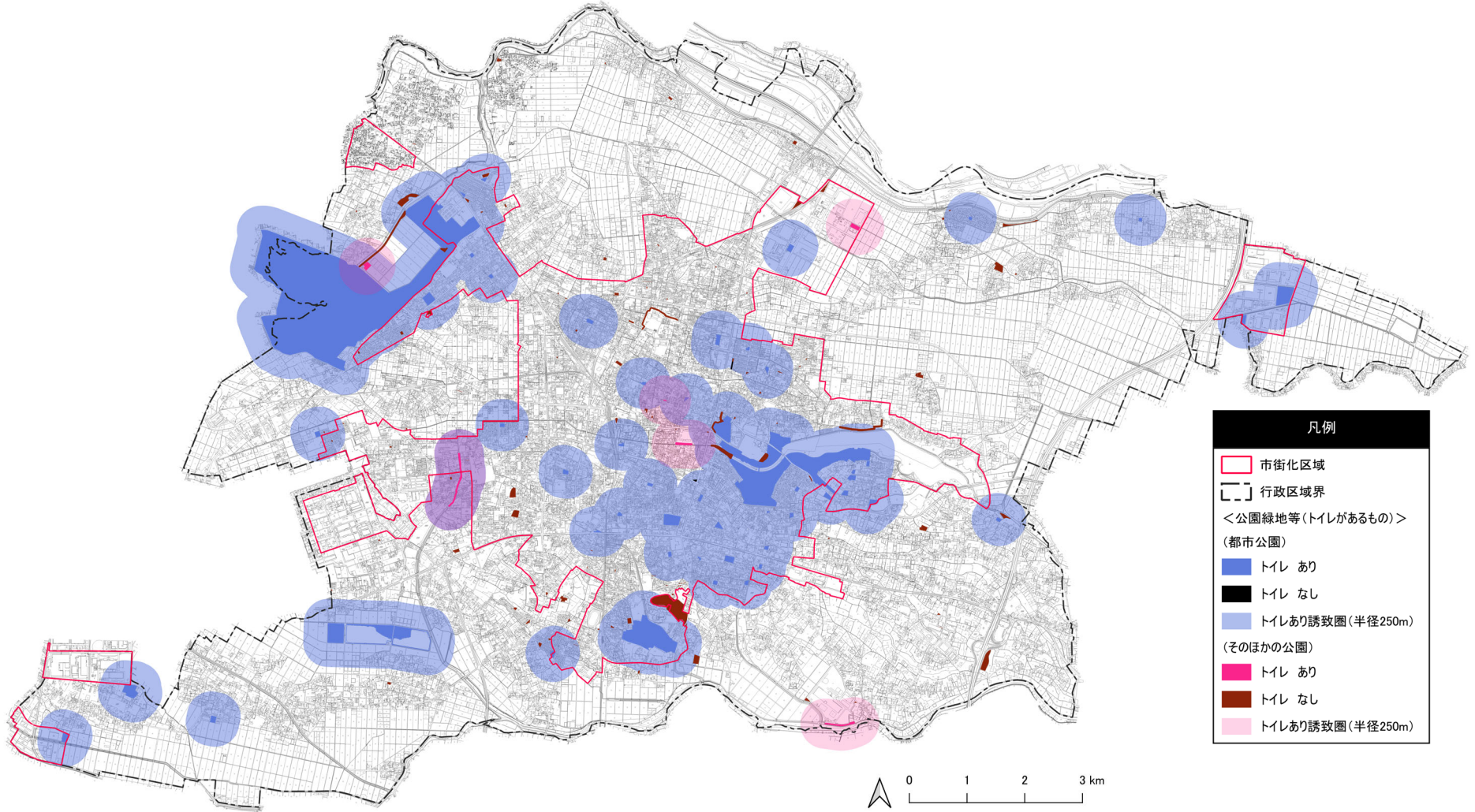
7. 計画の推進に向けて

(11) 今後考えられる
 取組施策

【参考】トイレがある都市公園等の配置状況

トイレがある都市公園等は 54 か所あり、そのうち都市公園が 48 か所、そのほかの公園が 6 か所となっています。

トイレがある都市公園等の配置状況



3) 都市公園等の安全性・利便性向上への取組

都市公園等が市民にとってより安全で便利な場所となるよう、以下の取組を進めています。

① 照明の更新

園路灯やトイレの照明の老朽化が進んでおり、水銀灯や蛍光灯の製造が既に終了していることから、公園施設の安全対策として、照明を水銀灯・蛍光灯から LED 照明へ更新していきます。

② 防犯カメラの設置

公園に防犯カメラを設置することにより、利用者の安全確保及びいたずらや犯罪防止、万が一事件が発生した場合の早期解決が期待され、安心して遊べる環境を確保することが期待されます。

既に中央公園等に設置されていますが、公園施設の安全対策として今後も随時設置していきます。

公園に設置した防犯カメラ



③ トイレの洋便器化

和式便器しかないトイレについて、随時洋便器化を進めており、令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度の 3 年間で 20 か所を改修しています。このトイレの洋便器化を今後も継続していきます。

④ 安全に配慮した公園整備

公園施設の整備を行う際は、具体的な指針となる「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(令和 4(2022)年 国土交通省)」を踏まえ、高齢者、障がい者等の移動上または施設の利用上の利便性及び安全性の向上に配慮します。

(11) 今後考えられる
取組施策

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて